

「重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金」 公募要領

山梨県の「重度心身障害者医療費助成制度」(※1)においては、受給者の負担を軽減することを目的に、令和3年度から会計窓口での現金支払いを不要とする医療費助成のモデル事業(※2)(以下「現行モデル事業」という。)に取り組んでいます。

このたび、より多くの受給者の方々や医療機関が事業に参加することができるよう、令和8年度から新たな医療費後払いモデル事業を開始することとしたため、同事業の仕組みを設計・構築し、運営する事業者を募集します。

(※1) 重度心身障害医療費助成制度：重度の障害者が公的医療保険による医療を受けたとき、医療費の自己負担額を全額助成する制度

(参考：<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/judo/jidoukanpu-ikou.html>)

(※2) モデル事業：スマートフォンの電子決済アプリを活用した、医療機関等の窓口での現金払いを不要とするためのモデル事業(参考：https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/model_zigyoo.html)

1. 重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金について

(1) 補助金概要

山梨県の重度心身障害者医療費助成制度において、受給者の会計時における一時的な金銭負担を軽減することを目的に、事業者が実施するモデル事業の設計、構築、運営等に要する経費に対して補助を行う。

(2) 事業内容

重度心身障害者医療費助成金の受給者の会計窓口における金銭負担を軽減するため、必要な仕組みを設計・構築するとともに、受給対象者および医療機関が参加しやすい環境を整え、その参加を支援する。具体的には次のような取り組みを実施する。

- ・ 重度心身障害者医療費助成金の受給者に対して会計窓口での一時的な金銭的負担を負わせることなく、市町村から振り込まれる助成金によって医療費が自動で決済される仕組みを設計、構築する。

- ・ 上記の仕組みに必要なサービスやシステムを設計、構築、導入する。

(※必要に応じて、他社が提供する医療費後払いサービス等を導入することとしてもよい。)

- ・ モデル事業に参加する医療機関等に対して、仕組みを導入するために必要な支援を行う。

(※参加する医療機関は県との協議により決定することになるが、開始当初は山梨県内の3病院程度、それらの病院の門前薬局を想定している。)

- ・ 現行モデル事業の参加者および新規参加者が事業に参加するために必要な支援を行う。

(3) 事業に必要とする条件

事業内容は次の条件を満たすこと。

- ・ モデル事業に参加する重度心身障害者医療費助成金の受給者が、受診後の医療機関の会計窓口で金銭負担を負うことがない仕組みを構築すること。
- ・ 会計窓口で支払うことを不要とした医療費については、受診後（2～3ヶ月を目安）に市町村から受給者の口座へ振り込まれる重度心身障害者医療費助成金によって相殺することとし、口座引き落としやクレジット決済などにより自動で決済される仕組みとすること。
- ・ 決済にあたっては、市町村からの助成金が受給者の口座に一度振り込まれてから決済される仕組みを構築すること。
- ・ 全ての重度心身障害者医療費助成金の受給者が参加条件等の制約によらず、参加しやすい事業とすること。また、視覚障害や聴覚障害、知的障害など、受給者が自身の障害やその程度に関わらず、不便なく利用しやすい事業とすること。
- ・ 重度心身障害者医療費助成の対象となる医療を取り扱う医療機関（病院、薬局、訪問看護サービス事業所等）が経営主体（公立や民間等）、経営規模、所在する地域等に関わらず、事務や金銭等の負担なく参加しやすい事業とすること。

※令和8年度の事業開始時から、参加者及び参加医療機関がモデル事業を利用（実施）することにより発生する金銭負担（サービス利用料や手数料等）については、山梨県が負担することを想定している。

2. 事業の期間

交付決定日から令和8年3月31日まで

3. 補助額等

(1) 補助対象事業

「1(2)事業内容」に記載の事業

(2) 補助対象経費

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、山

梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号）の規定によるほか、別に定める「重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金交付要綱」により行う。対象経費は同補助金交付要綱の「別表 2. 対象経費」に掲げる、事業実施に要する経費に限る。ただし、（3）補助対象外経費を除く。

（3）補助対象外経費

次の経費は補助対象外とする。

- ・ 交付決定日以前に発生した経費
- ・ 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税
- ・ 金融機関への振込手数料
- ・ 事業計画がなく、県の承認を得ないで支出した経費

（4）補助金額

補助対象事業に要する経費の 10/10 とする。ただし、経費の実支出額と基準上限額を比較して、少ない方の額を補助金額とする。

基準上限額：32,516 千円

（5）補助件数

1 件

4. 応募方法等

（1）応募書類の提出（提出部数：正本 1 部）

- 重度心身障害者医療費後払いモデル推進事業費補助金交付申請書
（補助金交付要綱 様式第 1 号）
- 経費所要額調書（補助金交付要綱 様式第 1 号の 1）
- 事業計画書（補助金交付要綱 様式第 1 号の 2）
- 事業計画補足説明資料（事業内容が簡潔に分かる資料等、任意の様式）
※資料は、後述する面接における説明資料（プレゼン資料）として使用する
ため、事業内容や事業スキームなどがイメージしやすいよう、ポンチ
絵や図などを用いて分かりやすいものとする。
- 歳入歳出予算書（補助金交付要綱参考様式、任意の様式でも可）

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書（直近過去2年間）<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本履歴事項全部証明書<input type="checkbox"/> 会社定款（写）<input type="checkbox"/> 会社案内・パンフレットなど会社概要がわかるもの |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（2）提出方法

提出先：〒400-8501
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県 福祉保健部 障害福祉課 企画推進担当

（1）の応募書類を郵送または持参により、

令和7年8月18日（月）午後5時（必着） までに提出すること。

（3）応募資格・条件

- ・事業内容が、「1（3）事業に必要とする条件」を満たしていること
- ・応募者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ・応募者が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ・応募者が、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている者でないこと。

5. 応募者の評価

補助事業者の決定および補助金の交付決定は、応募者の面接（プレゼンテーション）を行い、外部有識者で構成する検討会議の意見を聴取した上で、山梨県が決定する。

面接は、応募期間終了後に次のとおり予定しているが、詳細（日時及び会場等）については、別途応募者に対して通知するものとする。

面接日：8月下旬（予定）

会場：山梨県庁（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）

面接時間：プレゼンテーション15分、質疑応答10分（予定）

◇事業に求められる視点

- ・事業において構築する仕組みが、重度心身障害者医療費助成金の受給者の会計窓口における一時的な金銭負担の軽減を実現するものであるか。
- ・実施するモデル事業が、重度心身障害者医療費助成金の受給者（重度の障害がある障害者）にとって、自身の障害の種類やその程度等に関わらず参加ことができ、かつ、不便なく利用しやすいものであるか。
- ・実施するモデル事業が、医療機関（病院、薬局、訪問看護サービス事業所等）にとって、経営主体（公立や民間等）、経営規模、所在する地域等に関わらず参加でき、かつ、事務等の過剰な負担を負わせるものではないか。
- ・モデル事業が、山梨県内の広範にわたる地域や医療機関で実施されることを期待できるものであるか。
- ・モデル事業が、将来にわたって継続的に実施されること（モデル事業から本事業に移行することも含めて）を期待できるものであるか。

6. 問い合わせ先

山梨県 福祉保健部 障害福祉課 企画推進担当

電話 055-223-1460(直通)

メールアドレス shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp